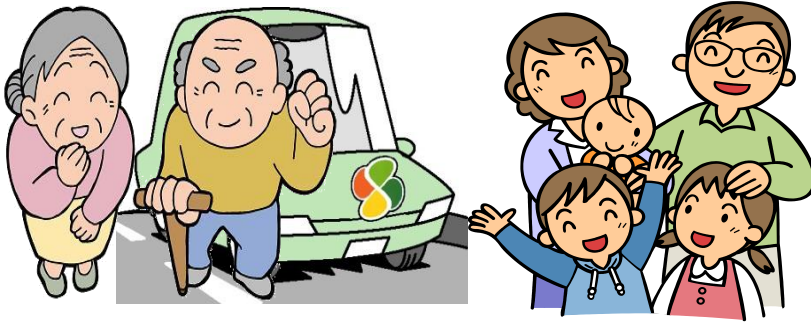


～ 道路交通法の一部改正 ～

平成29年3月12日施行予定



自分のための
みんなのための
新しいルールです

70歳以上～75歳未満の運転者の方へ

更新時の 高齢者講習

- ◆ 現行の3時間から2時間に短縮！
- ◆ 安全運転をしていただくために内容も充実！



75歳以上の運転者の方へ

3年ごとの更新時

講習予備検査（認知機能検査）

～運転に必要な記憶力、判断力に関する簡易な検査～

低くなっている 少し低くなっている 心配ない

医師の診断

認知症ではない

高齢者講習

認知症と診断

免許取消し
免許停止 等

免許更新

一定の違反（裏面参照）をした場合

一定の違反を行った時（裏面Q4参照）

臨時認知機能検査

～運転に必要な記憶力、判断力に関する簡易な検査～

低くなっている 少し低くなっている 心配ない

医師の診断

認知症と診断

認知症ではない

免許取消し
免許停止 等

免許継続



臨時 高齢者講習

前回より結果が悪化した場合のみ

お問い合わせ

秋田県警察本部運転免許センター講習係

〒010-1607

秋田市新屋南浜町12-1

☎ 018 (824) 0660



Q1 今回の法改正による高齢運転者対策の目的は何ですか？



75歳以上の高齢運転者による事故情勢が厳しくなっていることから、認知機能（運転に必要な記憶力、判断力）の低下のおそれがある高齢運転者の方に、タイムリーに医師の診断や安全運転支援（安全運転指導）を行えるようにするためです。



Q2 講習予備検査（認知機能検査）って何ですか？



高齢運転者の方に、自分の認知機能の状況を簡易な検査によって自覚してもらい、引き続き安全運転継続することができるよう支援する目的で行う検査です。



※ 認知機能検査と講習は別日で実施されます！

Q3 講習予備検査では、どんな検査をするのですか？

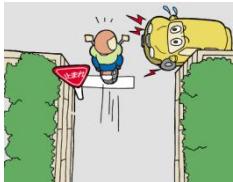


おおむね次の内容で行われます。

- ① 年月日、曜日、時刻を答える
- ② 見た絵を覚え、どんな絵だったかを答える
- ③ 指示された時刻の時計の絵を描く



Q4 臨時認知機能検査の対象となる違反とはどのような違反ですか？



認知機能が低下すると行われやすいとされる「信号無視」、逆走などの「通行区分違反」、「指定場所一時不停止」、「横断等禁止違反」など、18項目の違反が対象となります。（詳細は下の表のとおり）



臨時認知機能検査の対象となる18項目の違反（一定の違反）

信号無視	横断等禁止違反	交差点右左折等方法違反	優先道路通行車妨害等	横断歩道等における横断歩行者等妨害	指定場所一時不停止等
通行禁止違反	進路変更禁止違反	指定通行区分違反	交差点優先車妨害	横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害	合図不履行
通行区分違反	しゃ断踏切立入り等	環状交差点左折等方法違反	環状交差点通行車妨害等	徐行場所違反	安全運転義務違反

Q5 臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けないとどうなりますか？



やむを得ない理由がなく、通知を受けた日の翌日から1か月以内に受検（講）しないと、免許の取消し又は停止の処分を受けることとなります。

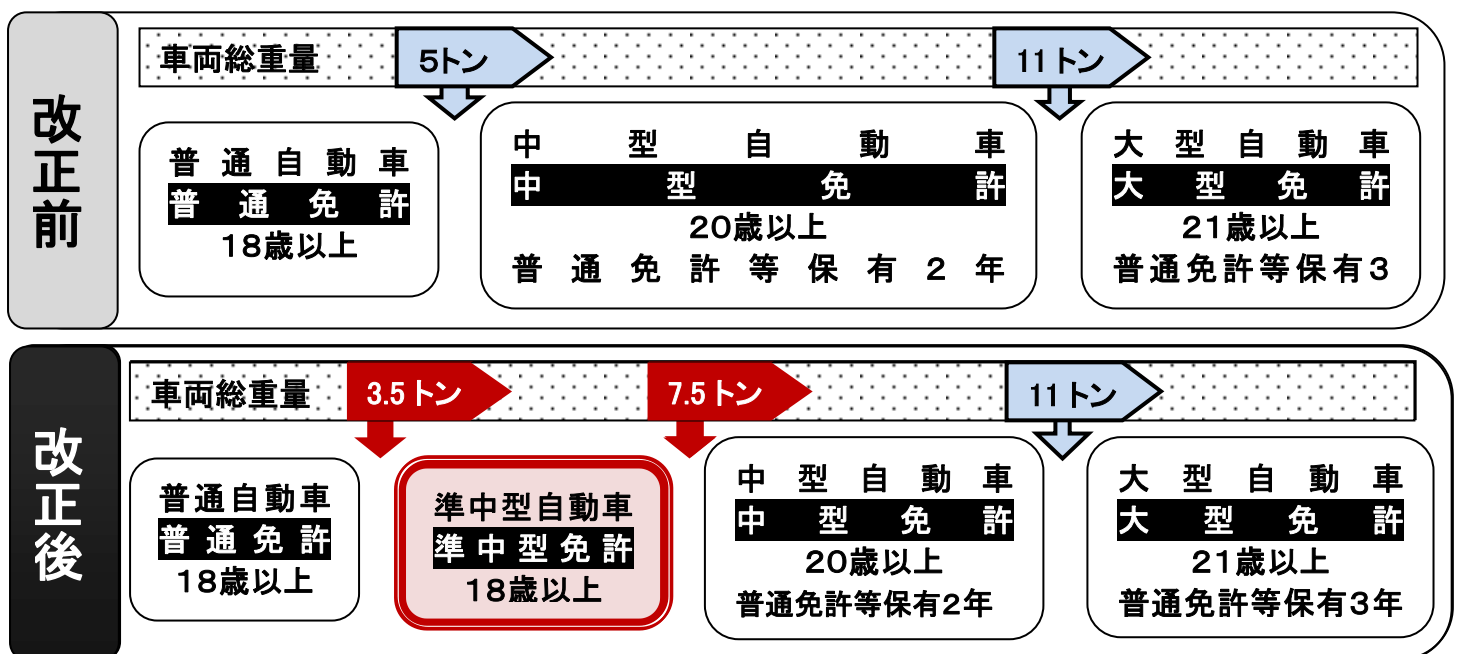
準中型自動車・準中型免許の新設

～平成 29 年 3 月 12 日施行～

～道路交通法改正の趣旨～

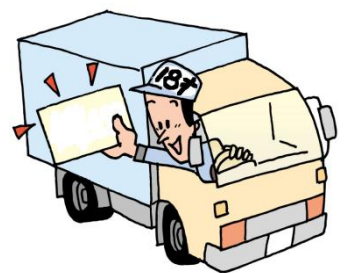
集配等で利用頻度の高い、物流の中心となる最大積載量 2 トンの貨物自動車が保冷設備業の架装により、車両総重量 5 トンを超えることが多くなっています。

中型免許の取得可能年齢が 20 歳以上であることから、これらの車両を高校卒業後、間もない方が運転できないため、就職にも影響を及ぼしているなどの指摘があり、全国高等学校長協会、全日本トラック協会などから警察庁に対して制度の見直しについての要望が寄せられたことから、社会的要請にも応えた制度とするため、今回の改正により下記のとおり見直されました。



- 準中型免許は、18歳から受けることができます。
- 現行の普通免許は、車両総重量5トンの限定が付された準中型免許となります。
- 現行の普通免許(車両総重量5トン未満の自動車を運転可能、平成 29 年 3 月 11 日までに取得)を持っている方が、法施行後、自動車学校で技能4時限と審査を受けると、準中型免許の限定解除(車両総重量 7.5 トン未満の自動車を運転可能)をすることができます。
- 施行後の普通免許(車両総重量 3.5 トン未満の自動車を運転可能、平成 29 年 3 月 12 日過ぎに取得)を持っている方が準中型免許を取得するには、自動車学校で技能教習 13 時限 + 学科教習 1 時限の計 14 時限の教習と検定合格が必要になります。

準中型自動車



問い合わせ先

〒010-1607 秋田市新屋南浜町12-1

秋田県警察本部交通部運転免許センター

電話 018-863-1111

試験に関する事項は、内線 333

自動車学校に関する事項は、内線 323

